



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2022年9月

No.88

特集

【特集】養育費に関する手続き～履行確保・強制執行～

養育費は、離婚後の子どもの養育のために、父母が離婚する前にきちんと話し合って決めておくことが大切です。離婚する際に取り決めることができなかった、調停・審判などで養育費を支払うことが決まったのに、相手が支払わない場合に利用できる手続きがあります。今号は「養育費に関する手続き～履行確保・強制執行～」についてご紹介します。



■「養育費」とは

「養育費」とは、子どもが健やかに成長するために必要な費用です。

子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。親の養育費支払義務は、親の生活に余力がなくとも自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務（生活保持義務）であるとされています。離婚した場合であっても、親であることに変わりはなく、子どもの養育に必要な費用を負担しなければなりません。子どもと離れて暮らす親は、直接養育にあっている親に対し、養育費の支払義務を負います。

■裁判所でできる養育費に関する手続き

- 養育費について当事者間で話し合いがまとまらない場合や、話し合いができない場合には、家庭裁判所に調停を申し立てて、養育費の支払を求めることができます。調停で解決できないときは、裁判官が審判で判断します。
- 離婚調停・離婚訴訟の中で、離婚後の養育費の支払を求めることもできます。
- 婚姻関係が続いている場合には、別居中の子どもの養育費を含む夫婦の生活費（婚姻費用）の分担を求める調停を申し立てることができます。調停で解決できないときは、裁判官が審判で判断します。
- 調停などの裁判所の手続きで取り決められた養育費/婚姻費用の支払がない場合には、家庭裁判所から支払を勧告する制度を利用することができます。
- 調停などの裁判所の手続や公正証書（公証役場において公証人が作成する文書）で取り決められた養育費/婚姻費用の支払がない場合には、支払わない人の財産（給料や預貯金など）差し押さえて、その中から強制的に支払を受ける制度（強制執行）を利用することができます。
- 養育費/婚姻費用が取り決められた後に事情の変更（収入の変動、子どもの進学など）があった場合には、養育費/婚姻費用の額の変更を求める調停を申し立てることができます。



■履行確保（履行勧告）について ※家庭裁判所の手続き

家庭裁判所における調停や審判で取り決められたとおりに養育費や婚姻費用を支払わない人に対し、支払いを促す制度として、**履行勧告**があります。

家庭裁判所に履行勧告の申出をすると、家庭裁判所は必要な調査を行った上で、支払い義務者に対し、取り決められたとおりに支払うよう勧告します。

- ・履行勧告の申出は、**養育費等の義務を定める手続きをした家庭裁判所**に対して行います。

・履行勧告の申出は、書面によっても、口頭によっても行うことができます。電話によって申出をすることもできます。

履行勧告の手続きに費用はかかりませんが、支払わない人が勧告に応じない場合に支払を強制することはできません。また、履行勧告は、家庭裁判所の調停・審判・人事訴訟で定められた事項について行われるものです。公正証書など、その他の方法により当事者間で合意したものに関しては、履行勧告を申し出ることはできません。

■強制執行について ※地方裁判所の手続き

調停・審判などの裁判所の手続きや公正証書(公証役場において公証人が作成する文書)で決められたとおりに養育費や婚姻費用を支払わない人(債務者)に対し、支払いを強制する制度として、強制執行があります。

強制執行には、いくつかの種類がありますが、養育費や婚姻費用の支払いを受けるために主に用いられるのは債権執行です。債権執行とは、支払いを受けられていない人(債権者)の申立てに基づき、地方裁判所が債権差押命令を出し、債務者の持っている債権(給料や預貯金など)を差し押さえて、その中から強制的に支払を受けるための手続きです。これにより、差し押さえた債務者の給料・預貯金を、債務者の勤務先・金融機関(債権執行手続きの中では「第三債務者」と呼ばれます)から受け取ることができるようになります。

【申立てについて】

債権執行の申立ては、申立書などの必要書類を債務者の住所地を管轄区域(担当区域)とする地方裁判所(※家庭裁判所ではありません)の窓口または郵送で提出することによって行います。

養育費や婚姻費用の支払いを受けるために債権執行を申し立てる場合には、①申立書、②養育費や婚姻費用について定めた調停調書、審判書、和解調書、判決書または公正証書(いずれも正本)、③送達証明書、④申立手数料、⑤郵便切手、⑥債務者の給料・預貯金の差押の場合、勤務先や金融機関の商業登記事項証明書または代表者事項証明書、⑦債権者または債務者の住所・氏名に変更がある場合の必要書類などの提出が必要です。

※詳しくは、申立先の地方裁判所にお問合せ下さい。

◆参考資料◆

○裁判所リーフレット「調停・審判などで決まった養育費の支払いを受けられない方のために」

<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2021/R0310yoikuhishiharaiukerarenaikatanotameni.pdf>

○裁判所ホームページ「養育費に関する手続き」

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/youikuhi-tetsuzuki/index.html

○養育費等相談支援センター「養育費・面会交流～離婚後の親と子の絆のために～」

https://www.youikuhi-soudan.jp/pdf/panf01_01.pdf?20220216

◆問合せ窓口◆

○裁判所ホームページ「管内の裁判所所在地一覧(長崎県)」

<https://www.courts.go.jp/nagasaki/about/syozai/index.html>

※お住まいの地域の裁判所へお問い合わせください。



発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (YELL ながさき)

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき